

来年度の国民年金保険料が決定 納付が困難な方は免除などの申請を

国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入します。自営業・無職・学生などの方は国民年金保険料を納めなければなりません。所得が少ないときや失業などにより国民年金保険料を納付することが難しい場合、保険料の免除や納付猶予を申請することができます。免除申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できます。



健康福祉部 国保年金課
995-1813
沼津年金事務所
921-2201

平成27年度の国民年金保険料は 月々15,590円

保険料の納付期限は、翌月末です。例えば、4月分の納期限は5月末までになります。日本年金機構が送る納付書を使って、金融機関、郵便局、コンビニで納めるか、口座振替やクレジットカードで納めてください。お手元に納付書がない場合は、国保年金課または年金事務所へご連絡ください。

口座振替を希望する方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を、クレジットカード納付を希望する方は、納付書または年金手帳、認め印、クレジットカードをお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

免除・若年者納付猶予申請

〈免除申請〉

本人、配偶者、世帯主各々の申請年度の前年の所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請すると国民年金保険料の納付が全額免除または一部免除となる制度です。失業したり災害に遭ったりした場合に適用される特例免除も、失業・災害などの前月から失業・災害などのあった年の翌々年6月までの期間、特例免除申請ができます。

〈若年者納付猶予申請〉

30歳未満の方で、本人、配偶者各々の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

〈申請方法〉

年金手帳、印鑑（本人署名の場合は不要）、免許証などの身分証明書をお持ちのうえ、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

学生納付特例制度

学生の方が申請し承認を受けると、学校を卒業するまで、納付しなければならない保険料の納付を猶予される制度です。申請は毎年必要です。

〈申請方法〉

●初めて申請する方

年金手帳、印鑑（本人署名の場合は不要）、学生証（写しの場合は両面）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

●2回目以降の方（2月下旬までに平成26年度分の申請を行った方）

平成27年度も引き続き学生である場合は、3月下旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入し、返送してください。

[申請時の注意]

- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行います。
- 申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。

[追納]

各制度で承認された免除・納付猶予期間の保険料は、10年以内であれば納付することができます。追納すれば、将来受給する年金額を増やすことができます。追納は国保年金課または年金事務所へ申請してください。